

## 消費者

# 利用者保護のルールが充実 ～電気通信事業法の改正～

携帯電話、インターネット、固定電話などの利用に関連した法律について、5月21日から消費者保護のルールが充実・強化されました。

### ①書面交付の義務付け

通信サービスの種類、料金内訳、解約条件などを記載した書面の交付が義務付けられました。

特に、端末などの契約を条件とした通信サービスの複雑な料金割引については、その仕組みを図で示すことや、付随する有料オプションサービスについて、名称・料金、解約条件などを記載することになりました。

### ②初期契約解除制度の導入

①で紹介した書面の受領などの日から8日間は、利用者は電気通信事業者（以下、事業者）の合意なく契約を解除できるようになりました。クーリング・オフ制度と違って、契約解除に伴い一定範囲の支払い（解除までの通信料、工事費用、事務手数料など。上限あり）をしなければいけないので注意が必要です。

オプションサービスや端末機器の物品売買契約については解約の対象外ですが、通信契約を解除すると意味をなさない契約などについては、

解除ができる場合があります。

または、携帯電話のような通信サービスにおいて、電波のつながり具合や事業者による説明

などが不十分な場合、国の認定を受けた「確認措置」を事業者がとっている場合、端末も含めて解除することができません。

これらの契約解除にかかる事項は書面に記載があります。契約の際は、契約内容の確認と併せて、契約解除などの諸条件も十分に理解したうえで契約することが大切です。

その他にも、勧誘を希望しない人への再勧誘の禁止や代理店に対する指導義務など重要な改正があります。詳しくは、総務省のホームページをご覧ください。

■ご相談は消費者センター（メルカつきまち4階、相談専用☎829・1234）へお気軽にどうぞ。受け付けは午前10時～午後5時です。月曜日休業（祝日の場合、直後の平日）。土日・祝日も相談できます。

